

平成28年4月19日

入間市教育委員会 様

入間市人権教育推進協議会
会長 山口 忠 友

外国人の人権に関する教育を推進していくために（提言）

標記のことについて、別紙のとおり提言いたします。

外国人の人権に関する教育を推進していくために

はじめに

入間市教育委員会では、国籍、民族や文化にかかわらず、市民誰もが健やかに暮らせる「人権の尊重されるまちづくり」を推進しています。

入間市人権教育推進協議会では、各種人権課題を取り上げ、「人権の尊重されるまちづくり」推進に寄与すべく協議を進めてきました。

平成26年度・27年度は「外国人の人権」を取り上げ、全ての市民が同じ社会の一員として、お互いを尊重し、支えあいながら、異文化への理解を深め、共に暮らせる「多文化共生社会」をつくりあげていくために、どのような取組が必要か協議してまいりましたので、次のとおり提言いたします。

1 家庭における取組

家庭は全ての教育の出発点です。親が人権意識を持って子育てに取り組むことにより、子どもたちの豊かな心を育み、異文化への理解を深めることが必要です。

そのためには、

- (1) 親は、異文化への理解を深めるための学習の場（PTA家庭教育学級、人権啓発講座等）に積極的に参加することが大切です。
- (2) 親から子どもに教えるだけでなく、子どもの体験や考え方に耳を傾け、そこから学ぼうとする親の姿勢が大切です。
- (3) 家族が支えあい、家族愛や親子のふれあいによる円満な家庭づくりが大切です。
- (4) 幼児期から様々な人とふれあい、人間の多様性を自然に感じることでできる感性を育むことが大切です。
- (5) あいさつ、礼儀、マナーなど、家庭における「しつけ」を通して、子どもたちの思いやりの心を養い豊かな人間性を育むことが大切です。

2 地域における取組

国籍、民族や文化にかかわらず、だれもが安心して暮らすことができ、支えあい、助けあえる地域づくりを進めることが大切です。また、外国人と交流することにより異文化への理解を深め、地域全体で人権感覚を養う取組が必要です。

そのためには、

- (1) 自治会の組織力を生かした啓発活動や、地域住民の支えあい組織による外国人の人権を尊重するまちづくりを進めることが大切です。
- (2) 外国人が孤立しないよう、自治会・PTA・子ども会・老人クラブ等が地域活動を通してふれあえる場（交流会、ふれあいサロン、夏祭り等）をつくり、交流を図ることが大切です。

- (3) 外国人同士の交流から、日本人を含めた地域交流へと発展させていくことにより、国籍や文化によらない交流を図ることが大切です。
- (4) 外国人の持つ料理やダンスなどのスキルを生かし、外国人が中心となって地域の人々と交流する機会を設けることが大切です。
- (5) 市民ボランティアによる成人及び児童・生徒を対象とした日本語学習支援を現在市内2ヶ所で開催していますが、さらなる充実を図ることが必要です。

3 学校等における取組

学校等の教育の場における活動を通して、幼い頃から異文化とふれあうことにより、外国人とともに社会生活を営み、国籍、民族や文化が異なる人々がいることは自然なことであるという意識を育てる必要があります。また、言語面での障壁を取り払い、心の交流を深めるために、外国人への支援が必要です。

そのためには、

- (1) 学校教育では、道徳の時間はもとより、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて人権教育を推進することが必要です。
- (2) 英語指導助手との授業を通して世界の文化に触れる時間を設け、日本の文化との違いを受け入れられる人づくりが必要です。
- (3) 外国人児童・生徒に対する日本語指導を充実させ、言語面での障壁を軽減していくことが必要です。
- (4) PTAを通じて、外国人の保護者とも交流を図ることが必要です。

4 行政における取組

市民一人一人が異文化について学び、理解し、誰もが同じ社会の一員としてお互いに尊重し、支えあいながら、地域で暮らしていけるまちづくりを推進することが必要です。

そのためには、

- (1) 異文化について正しい理解を深めるために、啓発活動や市民を対象とした講演会等の学習機会の提供、交流の場づくりの推進が必要です。
- (2) 外国人の意見を市政に反映させることができる方策を検討することが必要です。
- (3) 現在、英語・スペイン語による外国人相談窓口をそれぞれ週1回開設していますが、さらなる充実を図ることが必要です。
- (4) 広報いるま、市公式ホームページ等により、外国人に関する諸施策や、様々な相談窓口、ボランティア団体等に関する情報提供の一層の充実を図ることが重要です。
- (5) 外国人に必要な情報を提供できるよう、外国語版市政情報紙 IRUMA COM+COM のような多言語による情報発信の充実を図ることが必要です。

(6) ヘイトスピーチ(注)には毅然と対応し、ヘイトスピーチを許さないまちづくりを進めることが必要です。

おわりに

外国人への差別や偏見といった、いわゆる「こころの壁」は、いまだに残っています。この壁を取り除くためには「知りあう・ふれあう・学びあう」など、心の交流を通して理解することが重要です。幸せを分かちあい、暮らしやすい人権尊重社会の実現を図ることが行政の役割ですが、国籍、民族や文化にかかわらず、誰もが同様に社会に参画するためには、家庭・地域・学校・行政の積極的な連携及び行政と国際交流協会との協力が必要です。

入間市人権教育推進協議会は、入間市の人権教育の充実を図ることにより、入間市民一人一人が異文化について正しく理解し、また差別や偏見のない明るいまちづくりが促進されることを心から願い、提言といたします。

(注)

ヘイトスピーチ

…人種、宗教、性的指向、性別、思想、職業、障害などの要素に起因する憎悪(ヘイト)を表す表現行為とされる。「憎悪表現」、「憎悪宣伝」、「差別的表現」等と訳される。